
I 5 6. 輸入申告審査区分別一覽表

1. 業務概要

通関業者が取り扱った前日分の以下の実績を通関業者別に提供する。

- (1) 以下の手続き（以下、「輸入申告等」という。）の実績。
 - ①輸入申告（輸入許可前貨物取引（以下、「B P」という。）承認申請は除く。）
 - ②輸入申告（少額関税無税）（B P承認申請は除く。航空データのみ対象とする。）
 - ③蔵出輸入申告（B P承認申請は除く。）
 - ④移出輸入申告（原料課税となる申告を含む。B P承認申請は除く。）
 - ⑤総保出輸入申告（原料課税となる申告を含む。B P承認申請は除く。）
 - ⑥蔵入承認申請
 - ⑦移入承認申請
 - ⑧総保入承認申請
 - ⑨展示等申告
- (2) 輸入マニフェスト通関申告の実績（航空データのみ対象とする。）
- (3) 海上簡易輸入申告の実績（海上データのみ対象とする。）
- (4) 機用品蔵入承認申請の実績（航空データのみ対象とする。）
- (5) 本船・ふ中扱い承認申請の実績（輸入分のみ。海上データのみ対象とする。）
- (6) 特例申告（特例委託特例申告を含む。）の実績
- (7) 特例申告期限内訂正（特例委託特例申告を含む。）の実績

2. 提供概要

- (1) 周期 : 日次
- (2) 出力先 : 通関業
- (3) 出力単位 : 利用者単位
- (4) 出力形態 : 配信

3. 作成処理

(1) 収集処理

輸入申告DB、移出輸入申告DB、輸入マニフェスト通関申告DB、機用品蔵入承認DB、本船ふ中扱い承認申請DBより以下のいずれかの条件に合致するデータを収集する。

ただし、申告変更により無効となった変更前データ、撤回・手作業移行され無効となったデータは収集しない。

(A) 輸入申告等データ

- ①以下の申告手続きのうち、輸入申告等年月日または輸入申告等変更年月日が前日のもの。

なお、予備申告については本申告時点で収集する。

- ・ 輸入申告（申告納税）
- ・ 輸入申告（賦課課税）
- ・ 輸入申告（少額関税無税）
- ・ 蔵入承認申請
- ・ 移入承認申請
- ・ 総保入承認申請
- ・ 展示等申告
- ・ 蔵出輸入申告（申告納税）
- ・ 蔵出輸入申告（賦課課税）
- ・ 移出輸入申告（申告納税）
- ・ 移出輸入申告（賦課課税）

- ・総保出輸入申告（申告納税）
- ・総保出輸入申告（賦課課税）

②以下の申告手続きは収集対象外とする。

- ・輸入（引取）申告
- ・特例委託輸入（引取）申告

また、輸入（引取・特例）申告、特例委託輸入（引取・特例）申告、及び蔵出輸入（引取・特例）申告については、特例申告の不受理となったものは収集対象外とし、特例申告受理となったものは特例申告受理データとして収集する。

③B P承認申請、及びB P承認後、輸入許可前引取貨物の輸入申告（I B P）は収集対象外とする。

（B）輸入マニフェスト通関申告データ

申告年月日または申告変更年月日が前日のもの。

（C）海上簡易輸入申告データ

申告年月日または申告変更年月日が前日のもの。

（D）機用品蔵入承認申請データ

機用品蔵入承認申請年月日または機用品蔵入れ承認申請変更年月日が前日のもの。

（E）本船ふ中扱い承認申請データ

本船ふ中扱い承認申請年月日または本船ふ中扱い承認申請変更年月日が前日のもの。

（F）特例申告受理データ

特例申告受理年月日が前日中のもの。

（G）特例申告期限内訂正データ

特例申告期限内訂正年月日が前日中のもの。

なお、特例申告期限内訂正を複数回実施した場合は、実施回数分収集する。

（2）編集処理

（A）システムに出力要として登録されている利用者の場合のみ出力する。

（B）ソート条件は以下の順とする。

（a）海上、海上簡易輸入申告、航空、航空マニフェスト、特例申告（特例申告期限内訂正含む）データのソート条件

- ①あて先官署コード
- ②あて先部門コード
- ③審査区分
- ④申告等番号

（b）合計件数のソート条件

あて先官署コード

（C）データが存在しない場合は、「データ有無識別」に「0」を設定し、その旨を送付する。

（D）本管理資料は以下の情報があり、順に編集される。

ただし、データが存在しない情報は編集されない。

（a）申告単位で編集する。

- ①海上データ
- ②海上簡易輸入申告データ
- ③航空データ
- ④航空マニフェストデータ
- ⑤特例申告（特例申告期限内訂正含む）データ

（b）官署単位で編集する。

合計件数

(E) 「審査区分」欄に出力する審査検査区分識別は以下の順に編集する。

ただし、データが存在しない情報は編集されない。

(a) 特例申告受理データ及び特例申告期限内訂正データ以外の場合

① 1 Y

② 1 Δ (Δ : スペース)

③ 2 Δ

④ 3 Δ

⑤ 3 K

⑥ 3 X

⑦ Z Δ (石油製品等移出(総保出)輸入申告が該当)

(b) 特例申告受理データまたは特例申告期限内訂正データの場合

① Δ Y

② Δ Δ

(F) 管理資料情報出力イメージは、「CSV電文フォーマット」を参照。

(G) 出力項目の詳細は、「出力項目表」を参照。